

# 第10回通常総会 招集ご通知

2020年6月2日

電力広域的運営推進機関



2020年6月2日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号  
電力広域的運営推進機関  
理事長 金本良嗣

### 第10回通常総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の第10回通常総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

前回3月開催の総会におきましては、会員の皆様にご協力いただき、新型コロナウイルス感染リスクを最大限低減した開催を行うことができました。誠にありがとうございました。

今回の開催に際しましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会会場に人が集まる形式を避けて開催したく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

他方、総会は会員の皆様に対して、本機関の活動についてお時間をいただき説明をさせていただく数少ない場でございます。できる限りに会員の皆様のお声をお聞きするべく、具体的には、下記について取り組んでまいります。

- ①新たな取組として、質問を事前にいただき、会員の皆様のご関心が高い事項について当日紹介と説明をさせていただきます。
- ②本総会はインターネットライブ中継を行います。ご来場いただかなくても傍聴いただけるよう前回に引き続き対応してまいります。

また、第2～3号議案につきましては、第201回国会に提出されている「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」(発出日においては未成立。)や関係省令の公布を前提として作成したものとなっております。そのため、国会の審議の状況によって変更の可能性がございます。議案が無効になることもございますのでその場合は総会でご報告させていただきます。なお、本議案は国の災害対応の一環となっているものであり、災害の多い夏に備えて速やかに体制を整える必要が求められているため、今回早急に総会に付議させていただくものです(詳細は議案書を参照いただけますと幸いです)。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、2020年6月18日(木曜日)17時40分までに、会員情報管理システム(一部の会員におかれては書面)により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 2020年6月19日(金曜日)午前10時30分
2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室  
(東京都江東区豊洲六丁目2番15号)

会員の皆様の感染リスクを避けるため、特別のご事情がある場合を除きご来場をお控えいただければ幸いです。なお、事前質問の受付・インターネットライブ中継については、本機関ウェブサイト(<https://www.occto.or.jp/>)にてお知らせ申し上げます。

### 3. 目的事項

#### 議決事項

- 第1号議案 業務規程一部変更の件
- 第2号議案 災害時連携計画に関する定款一部変更の件
- 第3号議案 災害時連携計画に関する業務規程一部変更の件
- 第4号議案 2019年度事業報告の件
- 第5号議案 2019年度決算報告の件
- 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

#### 報告事項

- (1) 送配電等業務指針一部変更の件
- (2) 災害時連携計画に関する送配電等業務指針一部変更の件
- (3) 監査報告の件

以上

- 
1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
  2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
  3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2020年6月12日（金曜日）17時40分までに不統一行使を行うこと及びその理由を、本機関までお知らせください。
  4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト（<https://www.occto.or.jp/>）でお知らせいたします。

## 総会参考書類

### <議決事項>

#### 第1号議案 業務規程一部変更の件

##### 1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

##### 2. 変更の理由

電力系統への発電設備の接続に関する「電源接続案件一括検討プロセス」の導入や系統容量の空押さえを防止するための保証金の導入等のためとなります。

## 第2号議案 災害時連携計画に関する定款一部変更の件

### 1. 変更の内容

定款の一部について、別紙2のとおり、変更いたしたいと存じます。

### 2. 変更の理由

災害時連携計画の整備のためとなります。

(注) 本議案は、第201回通常国会において審議中である「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」(本招集ご通知発送日においては未成立。)の成立を前提としております。

### 第3号議案 災害時連携計画に関する業務規程一部変更の件

#### 1. 変更の内容

業務規程の一部について、別紙3のとおり、変更いたしたいと存じます。

#### 2. 変更の理由

災害時連携計画の整備のためとなります。

(注) 本議案は、第201回通常国会において審議中である「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」(本招集ご通知発送日においては未成立。)の成立を前提としております。

#### 第4号議案 2019年度事業報告の件

2019年度の事業報告について、別紙4のとおりにいたしたいと存じます。

本事業報告に関しては、別紙8の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

## 第5号議案 2019年度決算報告の件

2019年度の決算報告について、別紙5のとおりにいたしたいと存じます。

本決算報告に関しては、別紙8の電気事業法第28条の49第2項に基づく本機関監事の意見書を頂いております。

## 第6号議案 本総会議決事項の修正等に関する委任の件

本総会にて議決した議案（業務規程一部変更の件、災害時連携計画に関する定款一部変更の件、災害時連携計画に関する業務規程一部変更の件、2019年度事業報告の件及び2019年度決算報告の件）の内容については、若干の修正が必要となる可能性がありますので、議案の趣旨に反しない範囲での修正等を理事会に一任していただきたいと存じます。

## <報告事項>

### (1) 送配電等業務指針一部変更の件

#### 1. 変更の内容

送配電等業務指針の一部について、別紙6のとおり変更いたします。なお、本件は2020年5月20日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

#### 2. 変更の理由

電力系統への発電設備の接続に関する「電源接続案件一括検討プロセス」の導入や系統容量の空押さえを防止するための保証金の導入等のためとなります。

## (2) 災害時連携計画に関する送配電等業務指針一部変更の件

### 1. 変更の内容

災害時連携計画に関する送配電等業務指針の一部について、別紙7のとおり変更いたします。なお、本件は2020年6月2日に本機関の理事会において議決済みであり、経済産業大臣に変更認可申請を行う予定です。

### 2. 変更の理由

災害時連携計画の整備のためとなります。

(注) 本報告事項は、第201回通常国会において審議中である「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」(本招集ご通知発送日においては未成立。)の成立を前提としております。

### (3) 監査報告の件

電気事業法第28条の20第3項及び第28条の49第2項に基づき本機関監事が実施した2019年度に係る監査の結果について別紙8および別紙9のとおり報告いたします。

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 系統アクセスルールの変更、削除、新設

【該当条文：第72条、第75条、第80条から第82条、第89条、  
第94条、第96条、第97条（変更）  
第76条から第79条、第83条から第88条、  
附則（平成27年4月28日）第3条（削除）  
第74条の2、第82条の2（新設）】

- ・ 電力系統への発電設備の接続に関する「電源接続案件一括検討プロセス」の導入や系統容量の空押さえを防止するための保証金の導入等を行うよう整理したためその旨規定

2. 需給調整市場開設に伴う変更、新設

【該当条文：第2条、第107条（変更）  
第133条の3（新設）】

- ・ 需給調整市場の開設に伴い、需給調整市場からの調整力調達に係る業務を追加する旨規定

3. 技術的な修正

- (1) 容量市場に関する規定の変更
- (2) 供給計画に関する規定の変更

以上

変更前 (変更点の下線)

変更後 (変更点の下線)

平成27年4月1日施行  
令和2年3月30日変更

平成27年4月1日施行  
令和 年 月 日変更

# 業務規程

電力広域的運営推進機関

# 業務規程

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
 平成27年4月28日変更  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月11日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年4月1日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和2年2月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
 平成27年4月28日変更  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月11日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年4月1日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和2年2月1日変更  
令和2年3月30日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「予備力」とは、供給区域において、上げ調整力と上げ調整力以外の発電機の発電余力を足したものをいう。</p> <p>六 「調整力」とは、供給区域における周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要なとなる発電設備(揚水発電設備を含む。)、電力貯蔵装置、デイマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(ただし、流通設備は除く。)の能力をいう。</p> <p>七 「上げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を供給又は需要を抑制するための調整力をいう。</p> <p>八 「下げ調整力」とは、供給区域の需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。</p> <p>九 「需給ひっ迫」とは、供給区域又は全国の供給力が不足する場合をいう。</p> <p>十 「下げ代不足」とは、供給区域において下げ調整力が不足し、一般送配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一～四三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 連系統線利用明細</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</p> <p>第3条の25 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報(ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。)を提供する。</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が第76条に定める規模以上となる場合 電源接続案件募集プロセス(第75条に定める。以下同じ。)の対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「予備力」とは、上げ調整力と上げ調整力以外の発電機の発電余力を足したものをいう。</p> <p>六 「調整力」とは、周波数制御、需給バランス調整その他の系統安定化業務に必要なとなる発電設備(揚水発電設備を含む。)、電力貯蔵装置、デイマンドリスポンスその他の電力需給を制御するシステムその他これに準ずるもの(ただし、流通設備は除く。)の能力をいう。</p> <p>七 「上げ調整力」とは、需要に対して供給する電気が不足となった場合に対し、電気を供給又は需要を抑制するための調整力をいう。</p> <p>八 「下げ調整力」とは、需要に対して供給する電気が余剰となった場合に対し、電気の供給を抑制又は需要を増加するための調整力をいう。</p> <p>九 「需給ひっ迫」とは、供給力が不足する場合をいう。</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者たる会員がオンラインで調整ができない発電機の出力抑制によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一～四三 (略)</p> <p>四四 「需給調整市場」とは、一般送配電事業者たる会員が必要とする調整力を取引する市場をいう。</p> <p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(電源等リストの審査及び登録完了の通知)</p> <p>第3条の25 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、登録又は変更が完了した電源等リストの情報を提供する。</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセス(第75条に定める。以下同じ。)の対象となる可能性がある場合 電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセスの開始に至る手続</p>

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
<p>(新設)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みにおける保証金の算定方法) 第74条の2 本機関は、系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みを行う際に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。</p>
<p>第3節 電源接続案件募集プロセス (電源接続案件募集プロセスの実施) 第75条 本機関は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の増強工事に関して、入札その他の公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する（以下「電源接続案件募集プロセス」という。）。  (新設)</p>	<p>第3節 電源接続案件一括検討プロセス (電源接続案件一括検討プロセスの要請) 第75条 本機関は、効率的な系統整備の観点等から、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、公平性及び透明性が確保された手続によって、必要な工事費負担金を共同負担する（以下「電源接続案件一括検討プロセス」という。）。 2 本機関は、前項の電源接続案件一括検討プロセス開始の必要性の有無を検討するにあたっては、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性がある系統連系工事) 第76条 接続検討の回答において、電源接続案件募集プロセスに関する説明対象となる第72条第3項第2号に定める系統連系工事の規模は、次の各号を満たす系統連系工事とする。 一 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事に特別高圧の送電系統の増強工事が含まれること。 二 接続検討の回答における工事費負担金を接続検討の前提とした最大受電電力（ただし、既設の発電設備等の最大受電電力を増加させざる場合は、最大受電電力の増加量）で除いた額が、本機関の理事会が定める額を超えること。 2 本機関は前項第2号の額を公表するものとする。</p>	<p>第76条 削除</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの開始) 第77条 本機関は、特別高圧の送電系統の増強工事に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件募集プロセスを開始する。 一 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合 二 一般送配電事業者たる会員から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で本機関が同プロセスを開始することの合理性を認めるとき 三 本機関が効率的な系統整備の観点等から同プロセスを開始することが必要と判断したとき 四 第96条第1項に掲げる場合 2 本機関は、前項第1号により同プロセスの申込みを受け付けた場合は、一般送配電事業者たる会員にその旨を通知する。 3 本機関は、第1項第3号により同プロセス開始の必要性の有無を検討するときは、同プロセスの対象となる送電系統を運用する一般送配電事業者たる会員の意見を聴取する。 4 第1項にかかわらず、本機関は、次の各号に掲げるときは同プロセスを開始しない。 一 電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統に関して、計画策定プロセス又は電源接続案件募集プロセスが開始されており、同プロセスを開始する必要性がないとき 二 直近で同一の送電系統に関して、電源接続案件募集プロセスを実施したにもかかわらず同プロセスが不成立となった場合 三 系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、同プロセスが開始されるまでに、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模</p>	<p>第77条 削除</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>が第76条第1項に定める規模を下回る結果となった場合</p> <p>5 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始する場合は、一般送配電事業者たる会員と協議の上、第80条第1項に基づき策定する募集要綱を公表するまでの間、電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を定める。</p> <p>6 本機関は、電源接続案件募集プロセスを開始した場合は、速やかに、その旨及び前項により定められた電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量を公表するとともに、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(接続検討の前提となる事実関係が変動した場合の取扱い)</p> <p>第78条 本機関は、系統連系希望者から電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合(同プロセスの開始を希望する旨の意向を受けた場合を含む。)において、接続検討の回答後、他の系統連系希望者から電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みが行われ、当該送電系統の状況が変化したこと等によって、前条第4項第3号に該当することが明らかとなったときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる説明を行う。</p> <p>一 接続検討の回答後、接続検討の前提となる事実関係が変動したことによって、系統連系工事の規模が第76条第1項に定める規模を下回るため、電源接続案件募集プロセスが開始されない旨</p> <p>二 前号において、系統連系希望者が単独での系統連系を希望する場合には、契約申込みが必要となる旨及び同申込手続の内容(接続検討の申込みが必要となる可能性がある旨を含む。)</p> <p>(単独負担意思のある系統連系希望者の募集)</p> <p>第79条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強を含む契約申込みを行う系統連系希望者が見込まれる場合において、当該系統連系希望者の単独負担を前提に送電系統の増強を行うことが効率的な設備形成を阻害しないと認められるときは、同プロセス開始前に当該系統連系希望者を募集することができる。ただし、募集期間は1か月を超えることはできない。</p> <p>(募集要綱の策定等)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件募集プロセスの開始後、電源接続案件募集プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、募集する容量、電源接続のために当該送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、プロセスごとに募集要綱においてこれを定める。</p> <p>2 本機関は、募集要綱の内容を公表し、一般送配電事業者たる会員に通知する。</p> <p>(系統連系希望者からの応募の受付)</p> <p>第81条 本機関は、募集要綱に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>3 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> <p>4 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。</p>	<p>第78条 削除</p> <p>第79条 削除</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセス実施に関する手続等の公表)</p> <p>第80条 本機関は、電源接続案件一括検討プロセスの実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。</p> <p>(削除)</p> <p>(特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付)</p> <p>第81条 本機関は、送配電等業務指針に基づき電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する特定系統連系希望者から、接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>(削除)</p> <p>2 本機関は、前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> <p>(削除)</p>

変更前（変更点の下線）	変更後（変更点の下線）
<p>(接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第82条 本機関は、前条の接続検討の回答内容を踏まえた上で、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者を再度募集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等)</p> <p>第82条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から送配電等業務指針に定める接続検討の回答内容を踏まえた上で、再度の接続検討（以下「再接続検討」という。）を行う旨の通知を受けたときは、再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 本機関は、前項に基づき受け付けた再接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける保証金の算定方法)</p> <p>第82条の2 本機関は、系統連系希望者が電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みを行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。</p>
<p>(優先系統連系希望者の決定手続)</p> <p>第83条 本機関は、原則として、入札手続に基づき、連系等の優先順位（以下「系統連系順位」という。）を決定し、当該順位にしたがって、前条の募集に応募した系統連系希望者の中から優先的に送電系統の容量を確保することができる系統連系希望者（以下「優先系統連系希望者」という。）を決定する。</p> <p>2 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、優先系統連系希望者にその旨を通知する。</p> <p>3 優先系統連系希望者の決定方法の詳細は募集要綱に定める。</p>	<p>第83条 削除</p>
<p>(再接続検討の実施)</p> <p>第84条 本機関は、優先系統連系希望者の決定後速やかに、一般送配電事業者たる会員に対し、優先系統連系希望者の接続検討申込みの内容及び系統連系順位を前提とした接続検討（以下「再接続検討」という。）の実施を依頼する。</p> <p>2 再接続検討における各優先系統連系希望者の工事費負担金の額は、募集要綱に基づき算出する。</p> <p>3 本機関は、優先系統連系希望者に対し、再接続検討の結果を通知する。</p>	<p>第84条 削除</p>
<p>(工事費負担金を共同負担する意思の確認)</p> <p>第85条 本機関は、前条第3項の通知後、各優先系統連系希望者に対し、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</p> <p>2 本機関は、全ての優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合には、各優先系統連系希望者の工事費負担金の額を確定させるものとする。</p>	<p>第85条 削除</p>
<p>(工事費負担金を共同負担する意思を確認できなかった場合の取扱い)</p> <p>第86条 本機関は、前条第1項による確認の結果、優先系統連系希望者から工事費負担金を共同負担する意思を有する旨を確認できなかった場合は、当該優先系統連系希望者を除外した上で、募集要綱にしたがって、再度、優先系統連系希望者を決定する。</p> <p>2 本機関は、第84条に準じ、一般送配電事業者たる会員に対し、再接続検討の実施を依頼し、その結果を前項に基づき決定された優先系統連系希望者に通知する。</p> <p>3 本機関は、前条に準じ、第1項に基づき決定された優先系統連系希望者に対して、工事費負担金を共同負担する意思を有するか否かを確認する。</p>	<p>第86条 削除</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスの成立及び不成立)</p> <p>第87条 電源接続案件募集プロセスは、一般送配電事業者たる会員と全ての優先系統連系希望者との間で工事費負担金の補償に関する契約が締結された場合に成立するものとする。</p> <p>2 電源接続案件募集プロセスは、同プロセスの対象となる送電系統の増強工事に必要となる工事費負担金に対し、各系統連系希望者の負担金の総額が不足することが明らかとなった場合に不成立とする。</p>	<p>第87条 削除</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>3 本機関は、<u>電源接続案件募集プロセスが成立又は不成立となった後遅滞なく、同プロセスの結果を公表する。</u></p>	
<p>(<u>電源接続案件募集プロセスの期間</u>)</p> <p>第88条 本機関は、<u>電源接続案件募集プロセスの開始日から原則として1年以内に、系統増強を行うための工事費負担金を共同負担する発電設備等系統連系希望者及び工事費負担金の額を決定し、電源接続案件募集プロセスを完了させるものとする。</u></p>	<p>第88条 <u>削除</u></p>
<p>(<u>電源接続案件募集プロセスの中止</u>)</p> <p>第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、<u>電源接続案件募集プロセスを継続したとしても、同プロセスが不成立となる蓋然性が高いと判断したときは、同プロセスを中止することができる。</u></p> <p>2 本機関は、<u>電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者（応募を希望する者を含む。）に対して、意見を聴取する。</u></p> <p>3 本機関は、<u>電源接続案件募集プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</u></p>	<p>(<u>電源接続案件一括検討プロセスの中止等</u>)</p> <p>第89条 本機関は、想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、<u>電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系等を行うことが不可能となる蓋然性が高いと判断した場合、又は系統連系希望者の公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止または中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</u> (削除)</p>
<p>(<u>リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募</u>)</p> <p>第94条 本機関は、<u>募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項の応募の受付については、第81条を準用する。</u> (新設)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>	<p>(<u>リブレース案件系統連系募集プロセスへの応募</u>)</p> <p>第94条 本機関は、<u>募集要綱にしたがって、プロセス対象送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項の応募の受付に際し、接続検討の申込みの受付を行う。</u></p> <p>3 本機関は、<u>前項に基づき受け付けた接続検討について、第2節に準じ、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</u></p> <p>4 前項にかかわらず、<u>本機関は、必要と認める場合には、募集要綱に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し、接続検討に関する申込みの受付、検討、回答その他業務を依頼することができる。</u></p>
<p>(<u>連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い</u>)</p> <p>第96条 本機関は、<u>連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リブレース案件系統連系募集プロセスに応募した連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において電源接続案件募集プロセスを開始する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項の場合において、電源接続案件募集プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。</u></p> <p>3 本機関は、<u>第1項に基づき電源接続案件募集プロセスを実施する場合には、第81条に定める接続検討申込みを不要とすることができる。</u></p> <p>4 本機関は、<u>第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件募集プロセスの募集容量の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p> <p>5 本機関は、<u>第1項に基づき開始した電源接続案件募集プロセスが不成立となった場合（中止した場合を含む。）には、募集要綱を変更して、再度、同プロセスを実施する。ただし、電源接続案件募集</u></p>	<p>(<u>連系希望量が接続可能量の範囲を超える場合の取扱い</u>)</p> <p>第96条 本機関は、<u>連系希望量が、プロセス対象送電系統の接続可能量を超える場合には、リブレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者を対象として、プロセス対象送電系統において第75条第1項に基づき、一般送配電事業者たる会員に対し電源接続案件一括検討プロセスの開始を要請する。</u></p> <p>2 本機関は、<u>前項の場合において、電源接続案件一括検討プロセス以外の公平性が確保された方法によって、対象となる全ての連系希望者が工事費負担金を共同負担する意思を有することを確認できたときは、同プロセスを省略することができる。</u> (削除)</p> <p>3 本機関は、<u>第1項に掲げる場合において、応募締切時点から電源接続案件一括検討プロセス開始の公表日までの間、電源接続のためにプロセス対象送電系統に暫定的に確保すべき容量を定め、一般送配電事業者たる会員に通知する。</u> (削除)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>プロセス以外の公平性及び中立性が確保された手続によって、優先系統連系希望者を決定することができる。できる。当該手続によることができる。</p> <p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(契約申込みに伴う回答内容の確認)</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(需給状況の監視等のための計画等の取得)</p> <p>第107条 本機関は、需給状況の監視その他の本機関の業務の遂行のため、送配電等業務指針に定めるところにより、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める計画その他の情報の提出を受ける。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般送配電事業者たる会員 次のアからカまでに定める計画及び情報</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 需給調整市場の約定結果によりマージンとして確保する連系線の容量</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(新設)</p> <p>附則 (平成27年4月28日)</p> <p>(平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者による本機関に対する電源接続案件募集プロセス開始の申込みの扱い)</p> <p>第3条 平成26年度までに一般電気事業者たる会員から接続検討の回答を受領した発電設備等系統連系希望者は、接続検討の回答における系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれ、かつ、工事費負担金対象となる系統連系工事が送配電等業務指針に定める規模以上となる場合には、第44条の3に準じて、本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができるものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>第133条の3 本機関は、需給調整市場における調整力の取引に必要な断面において、当該連系線の運用容量及び調整力の取引ができるマージンの上限を一般送配電事業者に通知する。</p> <p>第3条 削除</p>
<p>附則 (令和 年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 前項にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則 (平成27年4月28日) 第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、第2条、第107条、第107条、第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>附則 (令和 年 月 日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 前項にかかわらず、第72条、第74条の2、第75条から第89条まで、第94条、第96条、第97条及び附則 (平成27年4月28日) 第3条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、第2条、第107条、第107条、第133条の3の規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

災害時連携計画に関する定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 災害時連携計画の整備のための変更

【該当条文：第36条（変更）】

- ・災害時連携計画の経済産業大臣への意見具申に関する事項を理事会議決事項に含める旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点の下線)

平成27年4月1日施行  
令和2年5月1日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点の下線)

平成27年4月1日施行  
令和 年 月 日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
平成28年4月1日変更  
平成29年3月31日変更  
平成30年4月1日変更  
令和元年7月1日変更  
令和2年2月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
平成28年4月1日変更  
平成29年3月31日変更  
平成30年4月1日変更  
令和元年7月1日変更  
令和2年2月1日変更  
令和2年5月1日変更

変更前 (変更点の下線)

- (理事会の構成・役割)
- 第36条 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
- 一～八 (略)
- (新設)
- 九 各種規程の策定及び変更に関する事項
- 十 系統アクセス業務に関する事項
- 十一 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項
- 十二 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項
- 十三 評議員の任免に関する事項
- 十四 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項
- 十五 会費及び特別会費に関する事項
- 十六 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項

変更後 (変更点の下線)

- (理事会の構成・役割)
- 第36条 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。
- 一～八 (略)
- 九 災害時連携計画の経済産業大臣への意見具申に関する事項
- 十 各種規程の策定及び変更に関する事項
- 十一 系統アクセス業務に関する事項
- 十二 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項
- 十三 会員に対する制裁並びに電気供給事業者に対する指導及び勧告に関する事項
- 十四 評議員の任免に関する事項
- 十五 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項
- 十六 会費及び特別会費に関する事項
- 十七 前各号に掲げるもののほか重要な意思決定事項

(新設)

附則 (令和2年 月 日)

(施行期日)

第1条 この定款は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

災害時連携計画に関する業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 災害時連携計画の整備のための変更、新設

【該当条文：第6条（変更）

第176条の2から第176条の6（新設）】

- ・広域機関は、一般送配電事業者より提出された災害時連携計画について検討を行い、意見があるときは意見を付して、経済産業大臣に災害時連携計画を送付する旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月1日施行 令和2年3月30日変更</p> <h1 data-bbox="720 2021 814 2407">業務規程</h1> <p data-bbox="1436 1917 1488 2510">電力広域的運営推進機関</p>	<p>平成27年4月1日施行 令和 年 月 日変更</p> <h1 data-bbox="720 626 814 1012">業務規程</h1> <p data-bbox="1436 522 1488 1115">電力広域的運営推進機関</p>

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
平成27年4月28日変更  
平成27年8月31日変更  
平成28年4月1日変更  
平成28年7月11日変更  
平成29年4月1日変更  
平成29年9月6日変更  
平成30年4月1日変更  
平成30年6月29日変更  
平成30年10月1日変更  
平成31年4月1日変更  
令和元年7月1日変更  
令和2年2月1日変更

(変更履歴)

平成27年4月1日施行  
平成27年4月28日変更  
平成27年8月31日変更  
平成28年4月1日変更  
平成28年7月11日変更  
平成29年4月1日変更  
平成29年9月6日変更  
平成30年4月1日変更  
平成30年6月29日変更  
平成30年10月1日変更  
平成31年4月1日変更  
令和元年7月1日変更  
令和2年2月1日変更  
令和2年3月30日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(意見の聴取等) 第6条 (略) 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</p>	<p>(意見の聴取等) 第6条 (略) 2 本機関は、理事会において電力系統の運用に重大な影響を及ぼす議決を行うときは<u>その他必要と認めるときは、当該議決に先立ち、専門的な知見を有する有識者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。</u></p>
<p>第15章 緊急災害対応</p>	<p>第15章 緊急災害対応及び災害時連携計画の検討等</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1節 緊急災害対応</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2節 災害時連携計画の検討等</p>
<p>(新設)</p>	<p>(災害時連携計画の検討) 第176条の2 本機関は、法第33条の2第3項に基づき、災害時連携計画（法第33条の2第1項に基づき一般送配電事業者たる会員が経済産業大臣に届け出なければならない災害時連携計画をいう。以下同じ。）の検討の業務を行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(災害時連携計画の提出) 第176条の3 本機関は、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受ける。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(災害時連携計画の検討等) 第176条の4 本機関は、一般送配電事業者たる会員から災害時連携計画の提出を受けたときは、法第33条の2第3項に基づき、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、検討を行う。 この場合、本機関は、必要に応じ、災害時連携計画を提出した一般送配電事業者たる会員に対して、その根拠及び考え方を聴取することができる。 2 本機関は、前項の検討に当たっては、送配電等業務指針に定める事項を考慮する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(災害時連携計画の送付) 第176条の5 本機関は、一般送配電事業者たる会員から提出を受けた災害時連携計画に意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(災害時連携計画の変更) 第176条の6 本機関は、一般送配電事業者たる会員が災害時連携計画を変更したときは、送配電等業務指針に定めるところにより、当該会員から変更した事項の提出を受ける。 2 本機関は、前項により会員から変更した災害時連携計画の変更した事項を受け取ったときは、第176条の4に準じ、検討を行い、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 (令和 年 月 日) (施行期日) 第1条 本規程は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p>

## 2019 年度事業報告書（案）

## I. 電力広域的運営推進機関の概要

## 1. 目的

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

## 2. 業務内容

本機関は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号、以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- ⑦ 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的を達成するために必要な業務を行うこと。

## 3. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲 6 丁目 2 番 15 号

## 4. 会員の状況

2020 年 3 月 31 日現在の会員数は、1,506 事業者である。

（内訳） 一般送配電事業者：10 事業者  
送電事業者：3 事業者  
特定送配電事業者：32 事業者  
小売電気事業者：646 事業者  
発電事業者：879 事業者

## 5. 役員の状況

2020年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

理事長	金本 良嗣
理事	都築 直史
理事	進士 誉夫
理事	寺島 一希
理事	内藤 淳一
監事（非常勤）	高木 佳子
監事（非常勤）	千葉 彰

## 6. 評議員の状況

2020年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口 有	(三菱電機株式会社 特別顧問 国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池 玲子	(ボストン コンサルティング グループ マネー ジング・ディレクター&シニア・パートナー)
評議員	伊藤 麻美	(日本電鍍工業株式会社 代表取締役)
評議員	牛窪 恭彦	(株式会社みずほ銀行 執行役員 リサーチ&コン サルティングユニット 副ユニット長)
評議員	江崎 浩	(東京大学大学院 情報理工学系研究科 電子情報 学専攻 教授)
評議員	大石 美奈子	(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会 代表理事・副会長)
評議員	倉貫 浩一	(株式会社読売新聞 東京本社 編集委員)
評議員	高村 ゆかり	(東京大学 未来ビジョン研究センター 教授)
評議員	竹川 正記	(株式会社毎日新聞社 東京本社 論説委員)
評議員	村上 政博	(成蹊大学法務研究科 客員教授)
評議員	柳川 範之	(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
評議員	山内 弘隆	(一橋大学大学院 経営管理研究科 経営管理専攻 特任教授・一般財団法人運輸総合研究所 所長)
評議員	山地 憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 副理事 長・研究所長)
評議員	横山 明彦	(東京大学大学院 工学系研究科 電気系工学専攻 教授)

## 7. 職員の状況

2020年3月31日現在の職員数は、158名である。

## II. 2019年度における個別業務の実施状況

2019年度の業務実施状況は次のとおりである。

## 1. 送配電等業務指針の策定及び変更（法第 28 条の 40 第 3 号）

2019 年度は、送配電等業務指針の改定を 3 回実施した。主たる改定内容は以下のとおり。

### ① 容量市場に関する規定の新設

2020 年度の容量市場開設に向け、容量市場に関する規定を策定した。策定に際しては、事業者の説明を行うなどルールについての理解促進に努めた。策定した規定については、7 月 1 日に経済産業大臣の認可を受け、容量市場開設の準備状況に鑑み、2020 年 2 月 1 日より施行した。

### ② 系統連系技術要件に関する規定の変更

国の審議会等の整理を踏まえ、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に適切に対応するため、グリッドコードの段階的な整備を行うこととした。その一環として、火力発電設備等が具備すべき周波数調整機能を整理し、一般送配電事業者が系統連系技術要件に定める旨送配電等業務指針に規定し、12 月 11 日に経済産業大臣の認可を受けた（2020 年 4 月 1 日より施行予定）。

### ③ 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設

東北東京間連系線の増強工事等の費用の一部を負担した特定負担者について、具体的な取扱いに関する規定を新設し、3 月 30 日に経済産業大臣の認可を受けた。

## 2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付（法第 28 条の 40 第 4 号）

### （1）供給計画の取りまとめ

2020 年度供給計画の取りまとめについては、電気事業者計 1,484 者から供給計画の提出を受け、これらの内容の適切性を確認した後、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を取りまとめた。

取りまとめにおいては、容量市場導入等を見据え、再生可能エネルギーの供給力評価方法の見直しや、月別需給バランス評価期間を拡大する等の変更を行った。

あわせて、安定供給の確保に向けた電源の補修停止調整の重要性、容量市場開設後の供給計画の在り方、電力系統に関するマスタープラン作成に向けた取り組みに関する意見を付して、3 月 31 日に経済産業大臣に送付した。

### （2）需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定的前提となる全国経済見通しを策定し、11 月 27 日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、1 月 15 日に公表した。

上記の実施にあたり、各会員による想定内容及び想定手法等の妥当性検証を強化し、会員の想定方法の改善に繋げた。

### （3）夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、2019 年度夏季及び冬季の電力需給について事前検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率を確保で

きる見通しであることを確認した。あわせて、2018年度冬季及び2019年度夏季の電力需給の実績についても検証し、電力の安定供給に必要な予備率を確保していたことを確認した。

### 3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（法第28条の40第5号）

#### (1) 電源入札等の要否に関する検討

2020年度供給計画の取りまとめ結果及び電力需給検証（2020年度冬季の需給変動リスク分析を含む）に向けた需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、中長期的な需要動向等を検証した結果、2020年度から2029年度までの期間を通じて供給予備力が基準を上回ったため、電源入札等は不要となる見通しとなった。最終的な要否については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため会議等を延期し、2020年4月以降に判断することとした。

#### (2) 容量市場の導入に向けた検討

容量市場の導入に向けて制度詳細設計と運営体制整備の両面から検討を行った。

制度設計に関しては、「容量市場の在り方等に関する検討会」を国との共同事務局にて5回開催し、これまでの国の審議会等を踏まえて検討した。この中で、適正な競争環境の確保と再生可能エネルギー・揚水発電所の評価方法の確立を中心として、容量市場の導入時期といった制度面から容量払出金のキャッシュフローの在り方といった実務上の観点まで、幅広い議論を行い方向性や詳細論点等を決定した。

運営体制整備に関しては、2020年7月の容量市場の開設、すなわち初回メインオークションを行うことを念頭に、市場参加者の利便性を考慮した業務フロー・業務システムの設計や、業務量想定に基づき詳細な業務運営の検討を行った。2019年4月には発電設備等の情報掲示板を立ち上げ、9月にはメインオークションの募集要綱案を開示し、事業者への説明会を実施後、意見募集による幅広い意見を踏まえ、容量市場検討会での議論を経て、2020年2月に募集要綱及び業務マニュアル（参加登録編）を策定・公表した。並行して容量市場システムの開発を進め、3月には参加登録の受け付けを開始すると共に、システムマニュアル（参加登録編）や各種フォーマット等の公表を行い、事業者対応の段階に入った。

また、事業者等の理解を促進するため、制度概要説明会に加え、制度詳細説明会、実務説明会等も実施し、容量市場開設に向けた準備を進めた。

#### (3) 需給調整市場の導入に向けた検討

需給調整市場創設に向け、市場運営等に係る詳細検討を行う「需給調整市場検討小委員会」を6回、技術的検討を行う「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」を7回開催した。その中で、2021年度に開場する三次調整力②（再生可能エネルギー出力予測誤差に対応する調整力）について、必要量や詳細要件（事前審査、リクワイアメント、アセスメント、ペナルティ等）、発動指令電源の運用方法、余力活用の仕

組み等のほか、市場運営ルールの検討を行った。また、詳細仕様については、意見募集を行ったうえで決定し、一般送配電事業者による取引規程の制定やシステム仕様等市場開設準備を整えた。

そのほか、2022年度に開場予定の三次調整力①について、調整係数や詳細設計の方向性等を決定した。

#### 4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整（法第28条の40第8号）

##### （1）広域系統長期方針

「広域系統整備委員会」において7回の審議を行い、以下の取り組み事項の実現に向けた検討を行った。

##### ① コネクト&マネージに関する取り組み

出力制御方法や各種市場での取り扱いなど具体的な対応の方向性を整理し、試行ノンファーム型接続の適用を2019年9月より開始した。

また、N-1電制の本格適用の早期実現に向けて、費用精算の仕組みに関して、具体的な対応の方向性を整理した。

##### ② 費用便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取り組み

増強することが適切ではない「ノンファーム適用系統」の判断要件を定め、空き容量ゼロとなった個別系統に対する判断要件の適合性を確認した。

また、国の審議会では合理的な設備形成や電源接続のルール、レジリエンスについて議論が行われており、広域機関においても中長期的な将来の電力システムを見据えて、設備形成の方向性を示す「電力システムに関するマスタープラン」の基本的な考え方を整理し、2022年度の完成に向けて検討を進めることとした。

##### ③ 効率的なアクセス業務の在り方に関する取り組み

現状の電源接続案件募集プロセス（以下、電源募集プロセスという。）を改善して、新たに「電源接続案件一括検討プロセス」を策定し、導入に向けた運用ルールを検討した。

##### （2）広域系統整備計画

北海道本州間連系設備について、「電力レジリエンス等に関する小委員会」の検討を踏まえ、新北本連系設備ルートを活用した30万kW増強案の基本要件及び受益者の範囲を決定した。また、北海道電力、東北電力による実施案について、電力系統性能基準を満たしていることや工事額・工期の妥当性を確認した。

なお、現在の新北本連系設備の自励式への転換については、設備更新時期に改めて検討することとした。

また、東北東京間連系線については、一部の特定負担者が辞退したが、十分な費用便益が見込めることから、現行規模で増強工事を継続することとした。

東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る2つの広域系統整備計画について、「コスト等検証小委員会」を2回開催し、コスト等の妥当性を確認した。

##### （3）系統アクセス業務の実施

##### ① 系統アクセス業務

系統連系希望者から事前相談 39 件、接続検討 81 件の申込みを受け付け、年度繰越分も含め、事前相談 43 件、接続検討 70 件への回答を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者による回答遅延解消に向けた取り組み状況の確認等を行い、系統アクセス業務の品質改善を図った。

## ② 電源募集プロセス

電源募集プロセスについて、6 エリアの電源募集プロセスの完了を図るとともに、東北北部エリアの電源募集プロセスについては早期完了対策を導入することで、系統連系希望者の契約時期を早めた。

## ③ リプレース案件系統連系募集プロセス

業務規程第 90 条に基づき、設備容量 10 万 kW 以上の発電設備等が廃止となる 2 件のリプレース該当性判断を実施した。そのうち 1 件については、リプレース案件系統連系募集プロセスに該当すると判断したことから、当該プロセスを開始した。

## (4) 調整力及び必要予備力の在り方の検討

「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」を 11 回開催し、調整力・予備力の在り方等の検討を行った。主な検討内容は以下のとおり。

### ① 一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等

#### ・電源 I の必要量

前年度と同様に「供給予備力確保との関係」を踏まえて、最大 3 日平均電力の 7 % を電源 I として確保することが適当であることを示した。

#### ・電源 I ʼ の必要量等

「10 年に 1 回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対する暫定的な対応」という従来の考え方に加え、計画外停止に対応することを考慮して電源 I ʼ 必要量を示した。

#### ・電源 I ʼ のエリア外調達

電源 I ʼ のエリア外調達に伴う連系線の容量確保のため、「卸電力市場に与える影響(経済損失)」と「電源 I ʼ エリア外調達による調達コスト削減見込み」との経済性比較を行い、電源 I ʼ エリア外調達可能量の上限値を国と連携して整理した。

### ② 供給信頼度評価等

現状の供給信頼度レベルを維持することとし、全国の供給信頼度基準として需要 1 kW あたりの EUE (Expected Unserved Energy : 供給不足電力量の期待値) の値を新しい供給信頼度の基準とした。

また、容量市場の開設に向けて、再生可能エネルギーや揚水発電の調整係数算定の考え方、需給ひっ迫対応等について整理を進めた。

## (5) 地域間連系線の管理

下記項目をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

### ① 経過措置計画の管理及び承認電源等の審査

間接オークションにおける経過措置計画の管理については、前日スポット市場への入札実績と経過措置計画値の乖離が大きい事象等についてチェックを行い、適宜事業

者に対する注意喚起を行った。また、承認電源等の新規承認審査及び定期審査を行った。

#### ② 間接送電権市場に係るシステム改修

運用容量等諸元データをシステム連携できるようにシステム改修を行い、間接送電権発行に必要な連系線の空容量等を自動通知できるよう運用改善を図った。

#### ③ 運用容量及びマージンの設定

「運用容量検討会」6回、「マージン検討会」4回の検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを設定・公表した。

運用容量の算出にあたっては、「東北東京間連系線の短工期対策」や「負荷側周波数低下リレーの整定変更を踏まえた周波数低下限度の再整理」による算出方法の見直し、及び「中国エリアの系統安定化装置更新」に伴う関西中国間連系線の運用容量拡大等を実施した。

また、電源Ⅰ（厳気象時に備えた供給力等）の広域調達のためのマージンについて、考え方の整理を行った上で、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での審議を経て、マージンを設定・公表した。

#### ④ 調整力の広域的運用

2020年4月からエリア外からの調達を含めた電源Ⅰの広域的調達開始に向けて、一般送配電事業者との調整等を行った結果、必要なシステム改修を実施するまでは、広域機関にて手動で連系線潮流管理値（P0）を変更することとした。

### （6）作業停止計画の調整

会員等から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、2019年度月間計画及び2020年度、2021年度分の年間計画を確認し承認した。また、発電事業者側の長期的な予見性を確保するため、2022年度以降において計画が具体化しており、連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についてもあわせて公表した。

加えて、2019年度の発電抑制を伴う複数事業者間の作業停止調整について、その調整状況を聞き取り・助言するなど適切に運用されていることを確認した。

そのほか、流通設備の事故等により緊急的に複数事業者の発電制約が必要となる場合について整理して、作業停止計画調整マニュアルに反映し、計画どおり10月から運用を開始した。

また、発電単価の高い電源を抑制する一般送配電事業者調整方式について、発電単価の把握方法など具体的な検討を開始した。

### （7）需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用した。

「スイッチング支援に関する実務者会議」を5回開催し、議論等を踏まえて、2件のシステム改良を行った。また、議論の概要及び取りまとめ結果を遅滞なく公表した。

### （8）情報通信技術の活用支援

情報通信技術の活用では、需給調整市場システムにおいて必要となる取引会員と一般送配電事業者各社の電子情報交換の規格を、ビジネスプロトコル標準規格として制定した。

サイバーセキュリティ対策では、会員向け啓発活動として自己診断ツールを展開し、報告を受けた。また、改善を要する会員に対して助言を行うとともに全会員に結果を情報提供した。

さらに、電力ISACに参加し、そこで得られたサイバー攻撃被害や情報システムの脆弱性等の知見を会員に提供した。

#### (9) 系統情報の公表

「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表した。

また、事業者のニーズを踏まえて、公表機能のさらなる充実化に向け検討を進め、広域機関システムにおける需要実績画面や連系線空容量画面の機能を改良した。

#### (10) 業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等によりの確な業務遂行に努めた。

また、広域連系系統での費用便益評価のため、新たに導入した広域需給シミュレーションツールを活用し、試行ノンファーム適用系統の検討における影響評価を実施した。

さらに、マスタープラン検討に必要な広域連系系統モデルの構築等、本格導入に向けた環境整備を行った。

#### (11) システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、一次開発システムの開発（参加登録関連機能の開発）を着実に進め、計画どおり2020年3月より参加登録の受け付けを開始した。

広域機関システムの開発・保守については、組織体制の明確化・業務プロセスの改善・工程管理・品質管理を厳格に行い、間接送電権の機能改良、及び需給調整市場の要件定義・基本設計を遅滞なく完了した。

また、広域機関システムの増強・拡張については、拡張性確保・可用性向上・保守性向上を見据えた抜本的な改善計画を3年計画で策定し、2019年度は概ね計画通り完了した。

さらに、適正なシステム開発計画について議論する場として、「広域機関システムの中長期計画に関する検討会」を設置し、3回の検討会を経てコスト削減を織り込んだ予算計画を策定した。

### 5. 電気の需給の状況の監視（法第28条の40第1号）

#### (1) 会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

また、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差（インバランス量）についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指

導を行った。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を確認し、改善を確実なものとした。

## (2) 大規模停電リスクに備えた運用対策

「電力レジリエンス等に関する小委員会」で、負荷側周波数低下リレー等による対策をまとめるとともに、発電側周波数低下リレーの整定の考え方を整理した。あわせて、既設発電設備の整定変更に向けた取り組み、新設発電設備への対応としてのアクセス指針変更案を報告した。また、広域的な停電からの系統復旧方策について検討すべき項目を整理し、項目ごとに考え方の検討を進めた。

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震による北海道エリアのブラックアウトを受けて、国の審議会「脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会」においてブラックアウト発生の可能性を定期的に確認するプロセスについて整理された。この整理を踏まえ、系統安定度（同期安定性）の変化を原因とする周波数低下によるブラックアウト発生の可能性について、一般送配電事業者の評価結果の妥当性を確認し、国の審議会「電力・ガス基本政策小委員会」へ報告した。

## 6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示（法第28条の40第2号）

高気温による想定以上の需要増加や発電機トラブルに伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、以下のとおり会員への指示を行った。

- ① 7月9日（九州エリア発電機トラブルに伴う供給力低下）
  - ・九州電力へ50万kWの受電指示。
  - ・関西電力へ送電指示。
- ② 9月9日（高気温による想定以上の需要増）
  - ・中国電力へ最大30万kWの受電指示。
  - ・中部電力、関西電力、四国電力へ送電指示。
- ③ 9月10日（高気温による想定以上の需要増）
  - ・東京電力パワーグリッドへ70万kWの受電指示。
  - ・北海道電力、関西電力へ送電指示。
- ④ 9月10日（高気温による想定以上の需要増）
  - ・中部電力へ50万kWの受電指示。
  - ・関西電力へ送電指示。
- ⑤ 9月10日（高気温による想定以上の需要増）
  - ・九州電力へ最大40万kWの受電指示。
  - ・関西電力、中国電力へ送電指示。

九州電力、中国電力、四国電力からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、再生可能エネルギー発電設備の発生電力を他エリアへ送電するように、長周期広域周波数調整を行った。（58回実施）

一般送配電事業者の協力のもと、6月19日に夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融通指示訓練を行った。

九州電力が行った九州本土及び離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、その都度事後検証を行い、適切に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。加えて、2018年度九州エリアの離島にて実施された出力抑制の公平性についても検証し、結果を公表した。

## 7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決（法第28条の40第7号）

### （1）苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を21件受け付け、全ての対応を終了した。

また、2018年度、2019年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

### （2）紛争の解決

和解の仲介（あっせん・調停）の申請はなかった。

## 8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等（法第28条の40第6号）

指導、勧告の案件はなかった。

## 9. 前1.～8.の附帯業務（法第28条の40第9号）

### （1）報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ① 2018年度までの電力需給に関する実績（供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。）
- ② 2018年度までの電力系統に関する実績
- ③ 2018年度の系統アクセス業務に関する実績
- ④ 2019年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統に関する見通し及び課題
- ⑤ 各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況（2020年度調整力の公募にかかる必要量等の考え方について）

### （2）調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

#### ① 容量メカニズムに関する調査

欧米諸国の容量市場における需要曲線の考え方（発電側託送課金および他市場収益等の扱い等）、市場結果のレビューの在り方、コンティンジェンシープラン等について調査し、容量市場の検討において活用した。

#### ② 東北東京間広域系統整備計画のコスト検証に関する調査

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画において、送電線新設工事、開閉所新設工事に係るコスト等調査を行い、「コスト等検証小委員会」での妥当性確認に活用した。

#### ③ 需給調整市場に関する調査

欧州における需給調整市場の制度設計（ダイヤモンドリスponsなど新技術の導入背景、制度的配慮等）について調査し、需給調整市場の検討において活用した。

### （3）災害等への対応

防災業務計画については、2018年9月に発生した北海道胆振東部地震における対応等を踏まえ、災害時に国と密接に連絡調整を行うことを主旨とする変更を行い、国に報告した。また、電力関連の広域的な災害情報を国に報告することや、被災地域の情報収集や需給改善の助言を行うため国等に役職員を派遣すること等を明記した。

災害対応については、6月の山形県沖地震に際して、防災業務計画に基づく警戒態勢発令及び警戒本部を設置し、需給状況等の情報収集にあたった。

防災業務計画に基づく総合防災訓練については、非常災害対策本部各班のアクションプランの内容や課題について、役員・部室長・非常災害対応要員で討議を実施した。

国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関しては、国や関係機関が開催する各種研修会、連絡協議会、訓練に参加し、関係強化を図った。2020年3月、新型コロナウイルス対策本部を立ち上げた。

## 10. 本機関の目的を達するために必要な業務（法28条の40第10号）

### （1）広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、各委員会の開催案内及び議事録・資料等会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時の会員への指示（5事象・6回）についても速やかに公表した。

さらに本機関の活動について、報道機関等からの取材、問い合わせ対応を随時行うとともに、プレスリリース1回、記者向け勉強会2回を行った。

また、本機関ウェブサイトの新着・更新情報欄を、内容ごとに分類して掲載することで、見易くする改善を行った。

### （2）情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウィルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を行い、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規程の説明、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を行った。

その他、本機関のシステムへの攻撃等の脅威に対する備えとして、攻撃を受けたことを前提としたルールを整備と訓練を行った。

### （3）バックアップ拠点の維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を行った。また、大阪バックアップ拠点の設営時間短縮のため、電気通信設備の環境整備を実施した。

### （4）職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。プロパーについては、新卒採用（予定）者1名のほか、専門性をもったプロパー職員1名を中途採用した。

育成関係については、機関外の講師を招いてプロパー職員対象の研修会を実施、新卒者には各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を実施した。

### Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

#### 1. 総会の開催状況

計3回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

#### 2. 理事会の開催状況

計43回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

#### 3. 評議員会の開催状況

計4回開催し、会員の独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議案及び議事録を公表した。

## 2019年度 収入支出決算書(収入の部)

(単位:千円)

科 目	収入予算額 A	収入決定済額 B	収入予算額と収入決定済額 との差額 B-A	備考
会費収入	8,685,958	8,688,288	2,330	
会 費	13,000	15,330	2,330	会員数の増による
特別会費	8,672,958	8,672,958	—	
退職給付引当金戻入	—	1,800	1,800	
前年度よりの繰越金	1,406,520	1,779,987	373,467	剰余見込想定差による
合 計	10,092,478	10,470,076	377,598	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) &lt;—&gt;の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、&lt;0&gt;の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

## 2019年度 収入支出決算書(支出の部)

(単位:千円)

科 目	支出予算額 A		予備費 使用額 C	流用増減額 D	支出予算 現額 E=A+C+D	支出 決定済額 F	翌事業年度 への繰越額 G	不用額 E-F-G	備考
	前事業年度 からの 繰越額(再掲) B								
人件費	1,921,620	232,580	—	—	1,921,620	1,683,914	237,705	—	
役職員給与	1,606,063	181,513	—	—	1,606,063	1,409,014	197,048	—	
其他人件費	315,557	51,066	—	—	315,557	274,899	40,657	—	
租税公課	6,804	861	—	—	6,804	3,946	2,857	—	
固定資産関係費	4,842,563	487,133	—	—	4,842,563	4,001,480	841,082	—	
有形固定資産取得費	423,113	9,913	—	—	423,113	359,190	63,922	—	
無形固定資産取得費	4,411,570	468,810	—	—	4,411,570	3,640,135	771,434	—	
修繕費用	7,880	8,409	—	—	7,880	2,154	5,725	—	
運営費	2,969,496	227,957	—	—	2,969,496	2,438,342	531,153	—	
支払利息	58,040	132,545	—	—	58,040	36,427	21,612	—	
予備費	293,956	263,871	—	—	293,956	—	293,956	—	
合 計	10,092,478	1,344,949	—	—	10,092,478	8,164,112	1,928,366	—	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) &lt;—&gt;の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、&lt;0&gt;の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

## 債務に関する計算書

(単位:百万円)

事項	前事業年度 末の債務額 A	本事業年度の 債務負担額 B	計 C=A+B	本事業年度の 債務消滅額 D	本事業年度 末の債務額 C-D	債務負担年限
賃貸借経費	1,594	—	1,594	243	1,350	2025年度まで
業務運営用機器等 リース経費	95	—	95	75	20	2020年度まで
システム開発等に 係る経費	8,584	2,361	10,946	2,235	8,711	2024年度まで
合計	10,274	2,361	12,636	2,554	10,081	

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 金額については税込である。

## 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

2019年度電力広域的運営推進機関予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条に規定する2019年事業年度において債務を負担することができる限度額及び債務を負担した金額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

事項	債務負担限度額	債務負担額
システム開発等に係る経費	3,370	2,361

※金額については税込である。

2. 総則第3条に規定する役職員給与、退職給与引当金繰入および交際費について、相互流用はなかった。
3. 総則第4条に規定する収入支出予算の弾力条項については、一般会費が予算額に比して増加したが、総会運営等の必要経費に充当した。
4. 総則第5条に規定する役職員の定数及び給与については、予算において予定した定員及び給与の基準をこえた増加又は支給はなかった。

## 貸借対照表

2020年 3月31日 現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,609,858	流動負債	3,881,714
現金及び預金	2,309,094	未払金	20,592
未収金	110	未払費用	1,273,924
前払費用	21,632	短期リース債務	2,584,066
その他流動資産	279,022	預り金	3,130
固定資産	12,476,263		
有形固定資産	978,060	固定負債	5,940,738
建物	3,889	退職給付引当金	45,154
建物付属	57,069	リース債務	5,895,584
器具諸備品	224,188		
リース資産	692,913	負債合計	9,822,452
一括償却資産	-		
無形固定資産	11,341,435	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,529,493	利益剰余金	5,263,669
リース資産	7,811,834		
一括償却資産	108	純資産合計	5,263,669
投資その他の資産	156,766		
退職給付引当資産	45,154		
長期投資	111,612		
資 産 合 計	15,086,122	負債・純資産合計	15,086,122

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

# 損 益 計 算 書

自 2019年4月 1日  
至 2020年3月31日

(単位:千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	7,173,144	経常収益	8,690,178
人件費	1,671,745	会費収入	8,688,378
運営費	2,273,073	一般会費	15,420
租税公課	3,976	特別会費	8,672,958
支払利息	36,427	退職給付引当金戻入	1,800
修繕費	2,489		
減価償却費	3,185,431		
当期純利益	1,517,033		
合 計	8,690,178	合 計	8,690,178

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <—>の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

(注3) 当期純利益については翌事業年度に繰り越し、剰余金の処分は行わない。

## 重要な会計方針等

### 1. 固定資産の減価償却方法

#### (1) リース資産以外の固定資産

有形固定資産及び無形固定資産は定額法により行っている。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用し、一括償却資産については事業年度ごとに一括して3年間で均等償却する方法を採用している。

#### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっている。

所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

#### (3) 有形固定資産の減価償却累計額

899,457千円

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 退職給付引当金

役職員の退職手当の支払いに充てるため、退職給付債務の見積額(役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額)を計上している。

### 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

#### (2) 運営費

本機関の運営に必要な費用であり、その内訳は以下のとおりである。

単位:千円

賃借料	338,376
委託費	1,772,149
通信運搬費	35,744
消耗品費	48,099
旅費	32,178
研修費	14,396
雑費	32,129
運営費計	2,273,073

#### (3) 重要な契約

システム開発等に係る経費として、当該開発の完了に伴い、翌事業年度以降約60億円のリース契約を締結する見込みである。

# 財 産 目 録

2020年 3月31日 現在

(単位:千円)

貸借対照表科目	摘 要	金 額
<b>(流動資産)</b>		
現金及び預金	普通預金	2,309,094
未収金	会費請求分	110
前払費用	事務所4月分賃料前払 他	21,632
その他流動資産	広域機関システム(要件定義・基本設計) 他	279,022
<b>流動資産合計</b>		<b>2,609,858</b>
<b>(固定資産)</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	事務所内設備 他	3,889
建物付属 器具諸備品	電気・空調設備設備 他	57,069
リース資産	広域機関システム用、スイッチング支援システム用機器 他	224,188
	広域機関システム用機器、OAシステム用機器	692,913
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	広域機関システム、OAシステム、スイッチング支援システム 他	3,529,493
リース資産	広域機関システム、OAシステム、容量市場システムソフトウェア	7,811,834
一括償却資産	地図ソフト	108
<b>投資その他の資産</b>		
退職給付引当資産	役職員に対する退職金支払いに備えた預金	45,154
長期投資	事務所敷金 他	111,612
<b>固定資産合計</b>		<b>12,476,263</b>
<b>資 産 合 計</b>		<b>15,086,122</b>
<b>(流動負債)</b>		
未払金	会員情報管理システム	20,592
未払費用	役職員給与	521,400
	その他人件費	109,023
	租税公課	30
	修繕費	334
	賃借料	7,870
	委託費	630,733
	通信運搬費	5
	消耗品費	3,194
	旅費	227
	研修費	9
	雑費	1,094
預り金		3,130
短期リース債務	広域機関システム、OAシステム、容量市場システム	2,584,066
<b>流動負債合計</b>		<b>3,881,714</b>
<b>(固定負債)</b>		
退職給付引当金	役職員に対する退職金の支払いに備えたもの	45,154
リース債務	広域機関システム、OAシステム、容量市場システム	5,895,584
<b>固定負債合計</b>		<b>5,940,738</b>
<b>負 債 合 計</b>		<b>9,822,452</b>
<b>純 資 産</b>		<b>5,263,669</b>

(注1) 計数は、単位未満切り捨てのため合計と一致しない場合がある。

(注2) <->の表記は、計算上ゼロあるいは該当数字なしを示し、<0>の表記は、単位未満を切り捨てた場合のゼロを示す。

## 送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

## 記

## 1. 系統アクセスルールの変更、削除、新設

- ・ 電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する変更ほか  
【該当条文：第33条、第83条、第85条、第88条、第89条、  
第91条、第93条、第97条、第106条、第112条、  
第120条から第123条、第130条（変更）  
第100条から第102条（削除）  
第88条の2、第120条の2から第120条の4、  
第121条の2、第122条の2から第122条の12、  
第123条の2から第123条の8（新設）】
- ・ 電力系統への発電設備の接続に関する「電源接続案件一括検討プロセス」の導入や系統容量の空押さえを防止するための保証金の導入等を行うよう整理したためその旨規定

## 2. 需給調整市場開設に伴う変更、新設

- ・ 需給調整市場による調整力の調達に関する変更ほか  
【該当条文：第26条から第30条（変更）  
第30条の2（新設）】
- ・ 需給調整市場の開設に伴い、需給調整市場からの調整力調達に係る業務を追加する旨規定

## 3. 技術的な修正

- (1) 容量市場に関する規定の変更
- (2) 供給計画に関する規定の変更

以上

変更前 (変更点の下線)

平成27年4月28日施行  
令和2年3月30日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点の下線)

平成27年4月28日施行  
令和 年 月 日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月1日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和元年12月11日変更  
 令和2年2月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月1日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和元年12月11日変更  
 令和2年2月1日変更  
令和2年3月30日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 想定期間</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報(ただし、発電所又は需要の名称等は除く。)の提供を受ける。</p> <p>(差替先電源等情報の登録の条件)</p> <p>第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること</p> <p>二 対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること。</p> <p>2 差替先電源等提供者が発動制約電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること(ただし、差替後の電源等リストも含む)、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと。</p> <p>二 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対応する実需給年度に応じた期待容量が確定していること。</p> <p>3 差替先電源等提供者は、差替先電源等情報を登録するに先立ち、期待容量の登録申込みを行わなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 想定期間</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 第2年度の最大需要電力は月別</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報の提供を受ける。</p> <p>(差替先電源等情報の登録条件)</p> <p>第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。</p> <p>二 対象とする実需給年度のメインオークション又は調達オークションで落札された後、差替元として、差替先電源等と電源等差替がされたこと。</p> <p>2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ア又はウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。</p> <p>二 対象とする実需給年度のメインオークション又は調達オークションで落札された後、差替元として、差替先電源等と電源等差替がされたこと。</p> <p>3 前2項にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たしていないならば、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができず、当該各号に掲げる条件を満たしているならば、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第1項に規定する差替先電源等提供者 対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること。</p> <p>二 前項に規定する差替先電源等提供者 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対象とする実需給年度に応じた期待容量が確定していること。</p> <p>4 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(調整力の公募等)</p> <p>第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、<u>公募等の公平性かつ透明性が確保された手続により実施するものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。</u></p> <p>(公募等の実施要綱の作成)</p> <p>第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行う際に、原則として、<u>調整力が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を策定し、公表する。</u></p> <p>(公募等の手続)</p> <p>第28条 一般送配電事業者は、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、<u>落札者を決定する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、<u>落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、本機関が要求する事項を本機関に報告する。</u></p> <p>(落札者との契約の締結)</p> <p>第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、<u>調整力の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続が完了した場合には、<u>その手続の結果を公表しなければならぬ。</u></p> <p>(公募の結果の公表)</p> <p>第30条 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続が完了した場合には、<u>その手続の結果を公表しなければならぬ。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>才 連系統線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系統線の増強を要する契約申込みを受けた場合、又は、<u>本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系統線が地域間連系統線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。</u></p>	<p>(調整力の公募等)</p> <p>第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、<u>公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるものとし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。</u></p> <p>(公募等の実施要綱等の作成)</p> <p>第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場の取引等を行う際に、原則として、<u>調整力が満たすべき要件、公募又は取引スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。</u></p> <p>(公募等の手続)</p> <p>第28条 一般送配電事業者は、調整力の公募を実施する場合には、<u>策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、<u>調整力の公募等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の約定結果その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。</u></p> <p>(調整力の提供に関する契約の締結)</p> <p>第29条 一般送配電事業者と調整力の公募等の落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、<u>公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。</u></p> <p>2 一般送配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、<u>需給調整市場の取引規程等にしたがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。</u></p> <p>(公募等の結果の公表)</p> <p>第30条 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続の結果又は需給調整市場の約定結果を公表しなければならぬ。</p> <p>(連系統線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告)</p> <p>第30条の2 一般送配電事業者は、供給区域を跨ぐ取引の場合、<u>本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引がでできる連系統線の範囲内で約定させるものとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系統線の容量を本機関へ報告する。</u></p> <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>才 連系統線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項の報告を受けた場合で、<u>契約申込み又は電源接続案件一括検討プロセスの増強対象である広域連系統線が地域間連系統線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき、ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件一括検討プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。</u></p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。</p>	<p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。なお、第9条第1項第2号から第3号の報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。</p>
<p>(広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>(広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 (略)</p>
<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、<u>経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</u></p>	<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、<u>申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</u></p>
<p>(系統情報の提示)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>第245条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</u></p>	<p>(系統情報の提示)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>系統情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</u></p>
<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに<u>事前相談の回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む)し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。</u></p>	<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</u></p>
<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。</u></p>	<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</u></p>
<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、<u>簡易な検討により接続検討が完了する場合は他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、<u>次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。</u></p> <p>一 簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合</p> <p>二 第89条第1項第3号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以上</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が業務規程第76条に定める規模以上となる場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する<u>申込書類を受領した場合</u>には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>内に受け付けた接続検討の申込みの場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと</p> <p>二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと</p> <p>三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと</p> <p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が業務規程第76条に定める規模以上となる場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>内に受け付けた接続検討の申込みの場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと</p> <p>二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと</p> <p>三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと</p> <p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が業務規程第76条に定める規模以上となる場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>内に受け付けた接続検討の申込みの場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)を確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、<u>系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと</p> <p>二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと</p> <p>三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと</p> <p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(新設) 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>四 系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合</p> <p>五 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合</p> <p>六 接続検討の回答日から1年を経過した場合</p> <p>2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨(延長後の回答予定日を含む。)を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</p>
<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合</p> <p>二 第120条の4第1項第1号により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</p> <p>三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれることが判明した場合</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、第91条第3項、第95条第2項及び第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</p> <p>一 本機関から業務規程第64条、第91条第3項、第95条第2項及び第96条第3項の通知を受けた場合 当該通知の内容</p> <p>二 第120条の4第1項に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第121条の2第1項において定めた内容</p>
<p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者は、前条又は第123条の4の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p> <p>2 (略)</p>

（同時申込み）

第100条 第89条第1項第1号にかかわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT電源との連系等を希望する場合には、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる（以下「同時申込み」という。）。ただし、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から同時申込みを受け付けた場合は、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に速やかに通知する。

- 一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月
- 二 前号に掲げる以外の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月又は系統連系希望者と合意した期間

3 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

4 一般送配電事業者は、第2項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に発電設備等に関する契約申込みの回答を行うよう努めなければならない。

（同時申込みの場合における意思表明書の提出等）

第101条 同時申込みを行った系統連系希望者は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、一般送配電事業者に対して、書面をもって、発電設備等に関する契約申込みを継続する旨の意思の表明（以下「意思表明」という。）又は契約申込みの取下げを行わなければならない。

2 一般送配電事業者は、意思表明に関する書面（以下「意思表明書」という。）を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。ただし、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。

3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者から意思表明を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、意思表明を受け付けた旨及び受付日を報告する。

4 一般送配電事業者は、系統連系希望者からの意思表明を受け付けた後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、意思表明の受付前に行った契約申込みの回答は無効とする。

5 同時申込みを行った系統連系希望者が発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月以内に意思表明を行わない場合には、意思表明が行われなかった契約申込みを取り下げたものとみなす。

（同時申込みの場合における本指針の適用）

第102条 系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第89条、第91条から第94条の規定においては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表明」、「申込書類」、「意思表明書」と読み替えて適用し、第91条第3項、第94条第5号、第96条及び第99条の規定に関しては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表明を受け付けた発電設備等に関する契約申込み」と読み替えて適用する。

2 系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第88条第3項及び第4項並びに第98条は適用しない。

第100条 削除

第101条 削除

第102条 削除

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電源接続案件募集プロセスが成立した場合 電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項に基づき依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 電源接続案件募集プロセス</p> <p>(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。ただし、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第80条に基づき本機関が定めた手続その他の事項 (以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。) にしたがって決定された金額</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項に基づき依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第2節 電源接続案件一括検討プロセス</p> <p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。</p> <p>2 前項にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。</p> <p>一 系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合</p> <p>二 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合</p> <p>三 接続検討の回答日から1年を経過した場合</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)</p> <p>第120条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条</p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
	<p>に基づく同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者は、特別高圧の送電系統(特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。)の工事(保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。)に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</p> <p>一 一般送配電事業者が、第120条の2に基づき申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>二 一般送配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>三 本機関から業務規程第75条第1項に基づき要請を受けた場合</p> <p>四 本機関から業務規程第96条第1項に基づき要請を受けた場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、第120条の2に基づき申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項各号に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項に基づき同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、第1項第4号の場合は、第121条の2に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第122条の3に基づく、接続検討の申込みに対する検討から実施することができる。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)</p> <p>第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括プロセスに参加する系統連系希望者は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがうものとする。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への系統連系希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(一般送配電事業者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</p> <p>第121条 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が接続検討の回答を行った特別高圧の送電系統の増強工事に関して、効率的な系統整備の観点等から、電源接続案件募集プロセスを開始することが必要と判断したときは、本機関に対し、同プロセス開始の申込みを行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への系統連系希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者及び同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要綱に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容等を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、募集要綱にしたがって、応募する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第81条第3項及び第4項に基づき依頼を受けた接続検討は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への系統連系希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者に対し、同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

(新設)

(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)  
 第122条の2 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。  
 2 一般送配電事業者は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。  
 3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。  
 4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。  
 5 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくなるとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならぬ。  
 6 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。  
 7 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(新設)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討)  
 第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。  
 2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報を提供する場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求めめる情報が必要となる理由を説明しなければならぬ。

(新設)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)  
 第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。  
 2 一般送配電事業者は、前項の回答時に系統連系希望者に対し、第122条の9に定める保証金の支払いに必要な書類を送付する。

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の5 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、<u>電源接続案件一括検討プロセスの手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</u></p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者に対し、<u>再接続検討の申込みを行う。</u></p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、<u>一般送配電事業者に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額 (以下「負担可能上限額」という。) を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</u></p>
(新設)	<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項に基づき、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の再接続検討の申込みの受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること (ただし、保証金が不要な場合は除く。) を確認の上、再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること (ただし、保証金が不要な場合は除く。) を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの通知を行う。</u></p> <p>4 一般送配電事業者は、系統連系希望者によって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、<u>代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 一般送配電事業者は、<u>再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。</u></p> <p>6 一般送配電事業者は、<u>前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み (延長後の回答予定日を含む。) を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p>

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
<p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)  第122条の9 系統連系希望者は、第122条の7における再接続検討を申込む場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。  2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第123条に基づき締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。  3 一般送配電事業者は、工事費負担金の補償前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。  一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項において申告した負担可能上限額を上回る場合  二 再接続検討及び契約申込みの回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したこととを理由に電源接続案件一括検討プロセスを辞退する場合  三 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合  四 電源接続案件一括検討プロセスが中止された場合</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)  第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。  2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要なとなる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。  3 再接続検討における系統連系希望者の工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)  第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)  第122条の12 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み)  第123条 電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった系統連系希望者は、同プロセスが成立した場合、成立後速やかに、一般送配電事業者に対し、発電設備等に関する契約申込みを行わなければならない。  (新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)  第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。  2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)  第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p>

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができる場合には、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。

3 一般送配電事業者は、契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。

4 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(新規)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)

第123条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項に準じ、当該契約申込みに対する検討を実施する。

2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報を求める場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。

(新設)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)

第123条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。

2 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。

(新設)

(電源接続案件一括検討プロセスの完了)

第123条の5 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。

一 一般送配電事業者と系統連系希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）の間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金が確認されたとき

二 電源接続案件一括検討プロセスに応募した全ての系統連系希望者が、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき

三 第122条に定める応募において、系統連系希望者から応募が行われなかったとき

2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。

(新設)

(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)

第123条の6 一般送配電事業者は、系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プ

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
	<p>プロセスが開始されているものとして取扱う。</p> <p>(電源接続案件一括検討プロセスの期間)</p> <p>第123条の7 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</p> <p>第123条の8 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。</p> <p>一 電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</p> <p>二 想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系できない蓋然性が高いと判断した場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、業務規程第89条に基づき、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</p>
<p>(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができず、ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限)</p> <p>第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができず、ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則(令和年月日)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 前項にかかわらず、第33条、第83条、第85条、第88条、第88条の2、第89条、第91条、第93条、第97条、第100条、第101条、第102条、第106条、第112条、第120条から第123条の8まで、第130条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>3 第1項にかかわらず、第26条から第30条の2までの規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p>

災害時連携計画に関する送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 災害時連携計画の整備のための新設

【該当条文：第267条の2から第267条の5（新設）】

- ・一般送配電事業者は、災害時連携計画を策定し、広域機関に提出する旨規定

以上

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行  
令和2年4月1日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行  
令和 年 月 日変更

# 送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月1日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和元年12月11日変更  
 令和2年2月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月28日施行  
 平成27年8月31日変更  
 平成28年4月1日変更  
 平成28年7月1日変更  
 平成28年10月18日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年9月6日変更  
 平成30年6月29日変更  
 平成30年10月1日変更  
 平成31年4月1日変更  
 令和元年7月1日変更  
 令和元年12月11日変更  
 令和2年2月1日変更  
令和2年4月1日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
第15章 緊急時の対応	第15章 緊急時の対応及び災害時連携計画の検討等
(新設)	第1節 緊急時の対応
(新設)	第2節 災害時連携計画の検討等
(新設)	<u>(災害時連携計画の提出)</u> 第267条の2 一般送配電事業者たる会員は、経済産業省令で定めるところにより、災害時連携計画を本機関に提出しなければならない。
(新設)	<u>(災害時連携計画の変更)</u> 第267条の3 一般送配電事業者たる会員は、災害時連携計画を変更した時は、災害時連携計画の変更した事項を遅滞なく、本機関に提出しなければならない。
(新設)	<u>(災害時連携計画の確認における考慮事項)</u> 第267条の4 業務規程第176条の4第2項の検討の際の考慮事項は国の政策方針又は審議会等における審議の結果を考慮し、本機関の理事会において定め、その結果を公表する。
(新設)	<u>(災害時連携計画の検討等に関する本機関への協力)</u> 第267条の5 一般送配電事業者たる会員は、業務規程第176条の4第1項に基づき、提出した災害時連携計画の根拠及び考え方を聴取されたときは、速やかにこれに応じなければならない。
(新設)	附則 (令和 年 月 日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。

## 電気事業法第28条の49第2項の規定による 監事の意見書

### 1. 監査の概要

電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2019年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下、「財務諸表等」という。）について、理事会その他の会議に出席し、会計書類及び重要な決裁文書を読覧及び調査し、本機関の理事等から職務の執行状況等について定期的に報告を受け、随時説明を求めること、及び監査室と内部監査結果について緊密な連携を図ることにより、監査を実施しました。

### 2. 意見

2019年度の財務諸表等は、法令及び会計規程等の規定に基づき、本機関の当年度における財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2020年5月20日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 ⑩

監事 千葉彰 ⑩

## 監 査 報 告 書

電気事業法（以下、「法」という。）第28条の20第3項及び第28条の49第2項の規定に基づき、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の2019年度に係る監査を実施した結果を以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査計画・監査方針を定めた上で、理事長、理事、監査室その他職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、会計監査の分野及び業務監査の分野を中心に調査を行い、その結果を監事間で協議しました。

具体的には、3回の総会、41回の理事会その他の会議に出席し、議案、重要な決裁文書、経済産業大臣に提出する文書、会計帳簿、会計書類等を閲覧及び調査し、本機関の理事等から、職務の執行状況等について報告を受け、随時説明を求めました。また、監査室と適時に情報連絡会を実施し、内部監査結果について、緊密な連携を図りました。

以上の方法により、法令及び諸規程等の規定に従い、適正かつ効率的な業務の運営が行われているか等の観点から監査を実施しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 本機関の業務運営は、法令及び諸規程等の規定に従って適正に実施され、理事会決議の内容は相当であると認めます。
- (2) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (3) 2019年度の「財務諸表等」（財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書）は、法第28条の49第2項の規定に基づく監事の意見書のとおり本機関の財政状態及び経営成績を適正に表示しているものと認めます。

2020年5月20日

電力広域的運営推進機関

監事 高木佳子 ⑩

監事 千葉彰 ⑩

